

◎森山市長

それでは、日本共産党議員団を代表しての質問にお答えをいたします。

最初に、アベノミクスのもとでの市民生活実態の認識についての質問でございます。

いわゆる空き倉庫というんですか、空き工場、空き家率というのがあるんですが、これは大体そのときの経済情勢とおおむね比例すると言われております。先般、たまたま摂津市内のある不動産業界の方とお話をしてお聞きしたんですけれども、そのお方によりますと、最近では物件が出ると、右から左に、そんな傾向にあるそうです。ということは、経済が確実に動き始めたことは確かだと思えます。いずれ景気が上向いてくるのではないかなど、そんな思いもいたしました。摂津市はご案内のとおり、北摂きっての産業都市です。ということからいいますと、雇用とか後々の税収等々、朗報ではないかと思っています。

ご指摘の格差の話なんですけれども、いろいろ言われておりますが、なかなかそれぞれの実態を把握するのは非常に難しいんですけれども、今言ったようなことが一過性にならず、ずっと続いて結果的に格差是正につながってくれば、これほどうれしいことはないと思います。今のところ実感できる状況にはまだまだありませんけれども、いましばらくその動向を注視していきたいなと思っています。

それから、安倍政権が進める経済対策と市民生活の改善についてでございますけれども、昨年4月の消費税増税による個人消費税の落ち込みなどもありまして、景気の底上げを図るべく、国は都道府県や市町村などの地方向けの交付金制度を創設いたしました。その一つが緊急の経済対策を想定したもの、もう一つは地域の活性化を図っていくための交付金だと思えます。当市におきまして、この二つ、これを利用いたしまして、一つは20%のプレミアム付き商品券の発行をいたします。また、もう一つは、総合戦略特区の策定等々に使わせていただくこととなりますが、これらの取り組みをしっかりと、そして着実に実施していくことで、地域経済の活性化を図り、一定市民生活の支えの一助になるものと思っております。ただ、一過性になるおそれがあります。そういうことで、今後この施策の継続性について、国に対してしっかりと訴えていきたいなと思っています。

地方自治としての役割をどう果たそうとしているのかでございますけれども、国は大きな方向を示しますね、どちらかといえば。都道府県は間接行政として市町村のまちづくりを補完する、そんな役割があると思えます。

ということで、直接市民に接して市民サービス等々その任に当たるのが我々基礎自治体、市町村だと思えます。国と府は少し距離がありますから、どうしても粗削りになります。だから、市民の皆さんからいいますと、市町村行政はよりどころだと思っています。そういう意味からいいますと、弱者の視点、これをしっかりと見据えといえますか、大切に、そして丁寧な対応、これが求められると思っています。

私は市長になりました。以来、健全な財政運営、そして人づくり、そして夢づくり、この3本柱で突っ走ってきました。この11年間、その間、常に市民の目線、これを大切にしてきたつもりでございますが、これからもさまざまな難しい課題、これはいっぱい待っておりますけれども、そんな中、今までどおり市民の視点といえますか、これを忘れるこ

となく、将来をしっかりと見据えて、職員が一丸となりまして、私のモットーでありますやる気、元気、本気、そして勇気を持ってまちづくりを進めていきたいと思っております。

第5次行政改革についてのお尋ねでございますが、さっきも言いましたけれども、市長として11年目を迎えております。この間、約1,000億円近くありました債務、これを600億円余りまで減らすことができました。今日、一定の基金、これを蓄える中、そして一方で市民生活を後退さすことなくといいますか、何とか健全な財政運営を続けられております。このことはここにおられる皆さん、もちろん市民の皆さん、心を一つにして、第1次、第2次、第3次、第4次と行政改革に真面目に私は取り組んできた結果ではなからうかと思っております。

本来この辺で一息をつきたいと言ってもいいんですけれども、平成27年度の予算編成に当たりました。何と税収が170億円を割ることがわかりました。こんなことは今まで一遍あったかないかであります。加えて国の税制の見直し等々が予想されております。このまま何もしないで油断をいたしますと、またぞろ赤信号がともりかねません。そういうことで、負担を将来に先送りをすることなくといいますか、持続可能な福祉を構築するためにも、第5次の行政改革、これは避けて通ることができません。そういうことで、いろいろご指摘ございましたけれども、今後市単独の扶助費や補助金の見直しとか、受益者負担の適正化等々、足らざるは補い、そして過ぎたるは見直すということで取り組んでいきたいと思っております。

それから、JR東海新幹線鳥飼基地の件についてでございますが、本件につきましては平成26年11月10日の議会臨時会を開催していただきまして、訴えの提起につきまして全会一致で可決をしていただきました。11月14日に大阪地方裁判所に訴状を提出して、平成27年1月30日に第1回目の口頭弁論が行われたところでございます。この間、自治連合会を初め多数の団体、個人から地下水の汲み上げを中止する旨の要望書をいただいております。さらに、摂津市自治連合会及び鳥飼地区自治連合会で署名活動にも取り組まれ、JR東海関西支社へ2万1,083名の署名が提出されました。現在も署名活動は続いております。署名の総数は3万3,000名を超えております。私はJR東海に対しまして、共生の道を求め、環境保全協定を遵守するよう再三再四要請をしております。

しかし、JR東海は平成26年9月30日に強行突破をいたしました。鳥飼基地開設から今まで市民は騒音、振動、地盤沈下、電波障害等の公害に悩まされてまいりましたが、先人の努力により締結された環境保全協定を無視する行動は日本有数の大企業として社会的責任の放棄であります。これではリニア新幹線の安全・安心が守られないのではないかと大変危惧をいたしております。裁判で争うことは決してベストではありませんけれども、8万5,000市民の安全・安心を守るため、市民の皆さんとともにオール摂津で取り組んでいきたいと思っております。

戦後70年の取り組みについてでございますが、平成27年は戦後70年の節目の年に当たります。70年という長い月日が経過し、戦争体験そのものが風化しつつあります。戦争の悲惨さや命のとうとさ、平和の大切さを次世代に語り継ぐことは、今ある者の重大な使命であります。本市では毎年7月、8月を平和月間と定めまして、多くの市民の皆さんに戦争の悲惨さと平和のとうとさを実感していただけるよう、さまざまな取り組みを実施してまいりました。70周年の取り組みといたしましては、従来の取り組みに加え、戦争

体験を風化させず、若い世代にも平和の大切さを考えていただけるような取り組みを行ってまいります。

次に、旧味舌小学校・三宅小跡地の問題、そしてさまざまな事業計画に対する市民の声を聞き入れる仕組み等々についての質問でございますが、これまで10回にわたり市民の皆さんとの懇談会で皆さんのご意見、ご要望を真摯にお伺いしております。また、多くの署名をいただいております。皆さんのお考えは重々承知をいたしております。何事にいたしましても、必要なサービスを将来世代に確実につなげていくということが行政の最大の責務でございます。今後とも皆さんの意見に真摯に耳を傾けつつ、最終的には市民の代表であります議会にお諮りをいたしまして、議論をしてまいりたいと思います。

なお、情報公開につきましては、会議の公開の指針、情報公開条例に基づき適宜適切に対応してまいります。

続いて、集会所のご質問であります。市立の集会所は地域の文化、福祉の向上を図るとともに、市民のコミュニケーションの場を提供するために設置しているものでございます。市内には53か所に設置、その中で老人常設集会所は39か所併設されております。これら集会所のうち17か所は建築より35年を経過しており、建物の老朽化に加え、耐震化やバリアフリーなどの改修などの費用が大きな課題となっております。今後の集会所をどうするかについて、第5次行政改革にあわせて検討いたし、統合再編等々その方針をお示ししてまいりたいと思います。

公有地の売却についてでありますけれども、公有地の売却は、平成23年度には3件、平成24年度には5件を売却し、総額約9億2,000万円を市の財源として有効に活用させていただいております。

これらの売却対象となった用地は、庁内関係部署である委員により構成いたします低未利用地有効利用等検討委員会において、低未利用地等処分及び利活用推進の方向性等の検討を行ったものであります。対象であった32件のうち、当時使用されているものを除く9件を売却としています。その後の手続としまして、予算への計上やさらに公有地取得委員会での議論を経て売却を行ったものでありまして、何ら問題はございません。市政を預かります者としていたしまして、真に必要とされる行政サービスを将来世代へと確実に引き継いでいくためにも、今後も低未利用地等々処分を含め活用していかなくてはならないと思います。

投票所の整備についてであります。投票所は選挙を公正・中立かつ安全で効率的に執行するための重要な施設でありますことから、選挙管理委員会は各投票所の課題や問題点について調査検討を行います。そして、環境改善に向け計画的に整備されているところであります。この方針で進めていただきたいと考えております。

続いて、今後市が進める防災対策についての質問ですが、東日本大震災以降、災害対策基本法の改正や南海トラフ巨大地震の被害想定の見直し、また東日本大震災の教訓等を反映させるため、大阪府地域防災計画が昨年度末に改定されております。本市においても、上位計画との整合性を図りつつ、命を守ることを基本として被害を最小限度に抑える減災

の考え方にに基づき防災対策を強化するため、地域防災力の向上、防災教育の充実、災害時の全庁対応を柱とし、地域防災計画の修正を行っております。

平成27年度には、修正した地域防災計画の実効性を高めるため、職員による災害対応マニュアルや地域での防災マップ作成、防災教育の充実に向けプログラムの作成、女性専門委員会の意見を踏まえ、各避難所に更衣用テントや簡易トイレなどを順次配備してまいります。

公共施設の耐震化の現況についてお答えをいたします。

公共施設の耐震化率は、今年度に摂津小学校、第三中学校、第四中学校、旧三宅スポーツセンターの耐震化工事を実施いたしました。今年度末の耐震化率は88.1%となっております。平成27年度といたしましては、鳥飼小学校、第一中学校、第二中学校、第四中学校、市民文化ホール、千里丘公民館で耐震工事の実施を予定しております。耐震化率は93.3%となる見込みであります。

また、老朽化の状況ですが、公共施設全体といたしまして、平成16年度に全119施設、187棟の劣化状況の調査を実施しております。総合評価点が低い施設について、その後大規模修繕や撤去を行っております。

公共施設の老朽化や保全に向けた取り組みは、多くの自治体で実施されておりますが、本市でも庁内プロジェクトチームを組織し、今後検討してまいりたいと思っております。

民間住宅の耐震化促進につきましては、具体的な質問はございませんでしたが、民間住宅のことについてもお答えをしておきたいと思っております。

住宅の耐震化促進につきましては、耐震改修促進計画を策定し、建物所有者に対する耐震診断や耐震改修費用に対する補助制度などの施策を進めております。ただ、耐震診断は受けていただきましても、耐震改修に必ずしも結びつかない実態であることは認識をいたしております。その要因といたしましては、経済的な理由が第一に考えられますことから、平成26年度から2か年をかけ耐震改修補助の上乗せを行い、さらなる耐震化促進に努めているところであります。

住宅の耐震化は地域の安全・安心を高めることから、重要性をいま一度認識いたしながら、今後耐震改修促進計画を見直す中で、その実態把握に努め、大阪府などとも連携しながら検証してまいりたいと考えております。

生活道路の安全対策についてであります。生活道路の安全対策につきましては、日ごろから道路パトロールを実施し、危険箇所の早期発見、早期補修により事故防止に努めているところでございます。

また、交通安全の取り組みにつきましては、摂津市、摂津警察署など関係56団体で構成される摂津市交通安全推進協議会を中心に市民への啓発を目的として交通事故をなくす運動を推進しているところでございます。

また、府道における安全対策につきましても、現地を確認し、要望の内容や現場状況について書面にてお伝えし、対策を依頼しているところでございます。

ごみ処理体制でありますけれども、ごみ処理行政の広域連携に関しましては、スケールメリットを発揮できる行政分野として、第5次行政改革での改革項目に掲げております。今後、広域連携を進めることにより、本市と茨木市、双方がごみ行政を効率化し、市民負担の軽減を図るよう協議を進めてまいりたいと思っております。

開発計画と住民合意についてであります。阪急京都線連続立体交差事業は、本市の長年の夢でありましたが、ようやく平成25年からその夢が実現に向けて動き始めたところでございます。

本事業は20年以上にわたる大事業でありまして、市民の協力なくしてはなし得ない事業でありますことから、丁寧に市民の皆さんの意見もお聞きしながら、着実に進めていくことが重要と考えております。このため、これまで地元説明会や事業に関する意見交換会を開催し、皆様のご意見を頂戴した上で、現在平成28年度の都市計画決定を目標に関連側道などの都市計画案の作成に取り組んでおります。

今後も事業の進捗に応じ、都市計画案の説明会を開催するなど、皆様に状況をお知らせしながら、引き続き早期実現に向け取り組んでまいります。

市内中小企業・小規模事業者への支援策等々についてのご質問でございますが、市内には、製造業の工場や研究施設などの大規模事業所が立地する一方で、幅広い分野の中小企業、小規模事業所が数多く事業を展開されております。いずれも雇用創出や地域活性化に大きな役割を担っていただいております。このようなことから、大企業、中小企業、小規模事業所にかかわらず、産業の振興は本市にとりまして重要な施策であると考えております。

とりわけ企業立地促進制度につきましては、本市の産業全体への影響を考慮する中で、大規模事業所の市外への流出を防ぐとともに、市外から優良な企業を誘致するために効果的な制度であると認識をいたしております。

一方で、多くの中小企業や小規模事業所の経営はまだまだ厳しい状況にあると認識しております。中小企業や小規模事業所に限定した融資制度や補助制度を設け、経営基盤の強化に向けた支援に力を注いでいるところでございます。

国民健康保険料率の改定についてでありますけれども、現在の国民健康保険制度は年齢構成が高く、それに伴い医療費水準が高いといった構造的な問題が多々あります。市町村単位での財政運営は、非常に難しくなっております。

国は国保基盤強化協議会において、公費拡充等による財政基盤の強化、運営のあり方の見直しを示しておりますが、平成30年度以降の都道府県と市町村の役割分担について、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、市町村は賦課徴収、保険事業等を担うこととなります。そのような状況下で保険者といたしましては歳入歳出の均衡を図るため、平

成27年度の国民健康保険料率を改定し、財政健全化に向けさまざまな事業を推進してまいります。

第6期を迎える介護保険制度についてであります。平成27年度から3年間の介護保険料につきましては、第6期事業計画期間の被保険者数や要介護者数、保険給付額の見込みに基づき設定したものでございます。認知症高齢者の増加や特別養護老人ホームの待機者に配慮した施設整備を盛り込む一方で、できる限り高齢者の皆さんの保険料負担が増加しないために、準備基金を全額取り崩しますとともに、低所得者への配慮といたしまして、非課税世帯の一部の方への軽減措置も引き続き実施することといたしました。

平成27年度の介護保険法改正は、新しい総合事業の実施や特別養護老人ホームの入所基準の見直し、一定以上所得者の自己負担の引き上げ、低所得者の施設利用者に対する補給給付要件の変更など、制度開始以来の大幅な改正が予定されています。改正が実施されても、サービスが低下せず、安心してサービスを継続して受け続けることができるように万全を期してまいりたいと思います。

税と保険料の滞納についてのご質問であります。滞納となっております税金、保険料を放置しておきますことは、納期限内に納付していただいている方との公平性を欠くこととなります。また、市政運営の財政基盤にも支障を来すおそれがあります。そういうことから、法律にのっとり市税、保険料の確実な収納対策を講じていくことが重要であると考えております。

生活保護と生活困窮者自立支援事業についての質問でございます。生活保護法の改正につきましては、近年の社会情勢の変化や保護受給者の増加を踏まえ、就労による自立促進、不正受給対策など、所要の措置が講じられております。本市におきましては、必要な人には確実に保護を実施するという従前からの基本的な考え方を維持した中で、生活保護制度が広く信頼されるよう、適正執行に努めております。

本市におきましては、今言いましたように必要な人には適正に努めておりますが、新たに実施する生活困窮者自立支援事業につきましては、保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の段階で支援策の強化を図るものです。また、生活保護から脱却した方が再び生活保護に頼ることを未然に防止する目的にもなり、生活保護事業と生活困窮者自立支援事業の実施は、一体的な実施が不可欠であるものと考えております。

ことし4月から生活支援課内に生活困窮の相談窓口を設置し、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置し、生活困窮者の自立と尊厳を確保した中、支援を進めていきたいと思っております。

子どもの医療費助成の質問であります。昨年の定例市議会におきまして、将来的には中学3年生まで拡充してまいりますとの答弁をしたところであります。そのために第5次行政改革の遂行による今後の財政状況を十分に見定める必要があるとも申し上げてきたところでございます。大阪府内の状況は認識いたしておりますが、子ども医療費助成制度のさらなる拡充を実現するためにも、第5次の行政改革を着実に進め、財源の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上、私からの答弁でございます。その他につきましては、教育長のほうから答弁を申し上げます。

◎箸尾谷教育長

教育委員会所管分についてお答え申し上げます。

まず、学力向上と教職員の適切な配置や体制強化についてのご質問でございます。

小・中学校に教員の欠員が生じないよう適切に配置することは大変重要なことであると認識しております。そのため、近年の教員の大量退職に伴い府内の新規採用者は11年連続で2,000名を超えておりますが、教員採用事務を行う府教育委員会におきましても、採用試験の倍率の過度な低下を招かないよう配慮しながら教員の確保に努められており、本市といたしましても、教員の欠員状況に応じて新規採用教員が適切に配置されますように要請しておるところでございます。

また、教員の大量採用に伴い府内の教員免許保持者が減少しており、府内全体で代替講師等が不足している現状がございます。教育委員会といたしましては、講師確保のため、府教育委員会や、あるいは関連大学等の講師情報の収集はもとより、退職教員のみならず、教員の知り合いの免許保持者にまでお声かけをお願いするなど、工夫しながら早期の講師確保に努めております。

また、指導体制の充実強化につきましては、まず教員一人一人の指導力の向上が重要でありますことから、新規採用の教員対象の指導力向上の研修、あるいは経験の浅い教員への学校教育相談による巡回相談等を実施しております。

さらに、教員とともに授業中教室で直接子どもたちを支援する市独自の非常勤職員や、子どもたちの抱える課題を福祉的な面から支援するスクールソーシャルワーカー等、専門家も配置してまいりました。

来年度は、これらの専門職の配置拡充などを行い、より一層細やかな支援を進めてまいりたいと考えております。

次に、道德教育に対する基本的な考え方といじめとの関連についてでございます。

昨年10月、中央教育審議会において道德を特別の教科へ位置づけ、検定教科書や記述式評価を導入するようにとの答申が出されました。これを受け、現在国におきましては、学習指導要領の改訂や教科書の検定基準づくりなどが進められておりまして、正式な教科化は平成30年度からの予定でございます。

道德教育は子どもたちに命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道德性を養うことを目的としております。本市が10年間取り組んできております人間基礎教育の五つの心とも合致するものと考えております。社会のルールやマナー、人としてしてはならないことなどについてしっかり身につけさせることはもちろん

でございますが、子どもたちは将来実生活において多様で複雑な事柄に遭遇することになります。そのため、子どもたちの発達段階に応じてさまざまな道徳的価値について学び、理解を深めるとともに、それをもとにしながら子どもたち一人一人が判断し、適切に行動することができるよう、資質や能力を養うことを目指していかなければならないというふうに考えております。

今後は教科化を踏まえ、各校において子どもたちの発達段階を踏まえた内容の体系化、効果的な指導方法、そして個人内の成長の過程を重視した評価のあり方等についての研究が進むよう支援してまいります。

道徳教育といじめ防止との関連についてでございますが、今回の道徳における教育課程の改善の議論は、深刻ないじめ事象が相次いで発覚したことを受けて始まったと認識しておりますが、いじめが起きる要因にはさまざまなものがあり、道徳教育の教科化によって直ちにいじめがなくなるとは考えにくいと思います。

しかし、子どもたちに思いやりや社会正義、公平、公正といった価値観が育つことや、また道徳の時間を中心に多様な意見を交流し、明るく議論ができる学級集団をつくることで、いじめに対して見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりするのではなく、学級内でのいじめに対して議論し、いじめを許さない集団づくりにつながるものと期待しております。

次に、子ども・子育て支援事業計画と正雀保育所の民営化についてお答えいたします。

本市では、子ども・子育て会議での検討・協議を経て、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを家族の協力や行政・民間・地域の連携など、まち全体を挙げて支援し、安心して子どもを産み育てることができるよう、摂津市子ども・子育て支援事業計画案を策定し、市民の意見を聴取、反映するため、2月9日から22日までの間、パブリックコメントを実施いたしました。

期間中、27名の方から待機児童対策や地域の子育て支援施策の充実など、90件のご意見がありました。今後、子ども・子育て会議においていただいたご意見を踏まえ、検討・審議し、今年度中を目途に摂津市子ども・子育て支援事業計画を策定してまいります。

正雀保育所につきましては、平成28年4月の民営化に向けて取り組みを進めておりますが、運営を引き継いでいただく事業者には、現在の正雀保育所の取り組みを継承し、保育の質の低下を招かないようにするとともに、地域の子育て支援の拠点施設としての役割を引き続き果たしていただくように市としてもかかわってまいります。

続きまして、中学校給食についてのご質問です。

中学校給食につきましては、平成27年6月からデリバリー方式選択制による給食を開始します。現在、家庭から弁当を持参している生徒が80%から90%いる一方で、事情等により家庭から弁当を持参できない生徒もいます。そのような生徒に対し安心・安全な食材を用いた栄養バランスのとれた食事を提供することが本制度導入の目的であり、喫食率30%を目標にデリバリー方式選択制の給食を実施します。

現在の準備状況ですが、既にことしの1月末から2月にかけて27年度新入生の保護者を対象に試食会及び説明会を実施し、試食にあわせて給食の概要や予約システムの使用方法等を中心に説明を行いました。さらに、3月中旬には在校生の保護者及び教職員を対象に同様の試食会及び説明会を実施する予定としております。

最後に、教育委員会制度改革とその影響についてのご質問にお答えいたします。

地域教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなっております。今回の改正内容につきましては、大きく変わる点が二つございます。

1点目は、現在の教育委員会の代表者である委員長と事務の統括責任者である教育長を一本化した新教育長を置く、そのことにより迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め、教育行政の第一義的な責任者を明確化すること。

2点目は、市長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進することを目的とした総合教育会議を設置すること。

以上、2点が主な改正点であります。

その一方で、政治的中立性・継続性・安定性の観点から、教育委員会はこれまでと同様に合議制の執行機関として位置づけられ、また職務権限につきましても、変更はございません。

本市教育委員会においては、これまでからも市長部局との日々の業務を通しての連携に加え、市長と教育委員との懇談会などを実施し、意思疎通を図ってまいりました。また、委員会議に先立ち、全委員に議題等についての情報提供や補足説明なども行っており、今後も引き続きより活発な審議が行われるよう取り組んでまいります。

なお、今回の改正法は、平成27年4月1日からの施行となっておりますが、経過措置が設けられており、平成27年4月1日に在任中の教育長が任期満了または退任するまでは現行制度の教育長として在職するものとなっております。

以上でございます。